

～給与を支払う事業者のみなさまへ
定額減税は、6月1日以後最初に支払う給与等から！～

令和6年度 定額減税の概要

定額減税は、令和6年分所得税の納税者である国内居住者を対象（合計所得金額が1,805万円以下）に、所得者本人は3万円、一定の要件を満たした配偶者や扶養親族も一人につき3万円が所得税から控除され、減税となります。

給与支払者において、6月以降は源泉徴収事務が複雑化し、給与担当者の業務負担増が予想されますので、担当税理士がない事業者の方についてはこの機会に受講ください！

- 日 時 令和6年5月23日(木) 14時～16時
- 開催場所 南丹市園部文化会館
(アスエルそのべ 3F 中研修室)
- 受講料 無料
- 主催 南丹市商工会
- 講師 小松崎哲史税理士事務所 小松崎哲史 氏
- 定員 30名(定員になり次第、締め切らせていただきます) ※1事業者1名まで
- 申込 FAX(南丹市商工会 0771-42-5734) 又は商工会各支所まで
締切:5月20日(月)まで
八木本所:TEL 0771-42-5380 園部支所:TEL 0771-62-0766
日吉支所:TEL 0771-72-0224 美山支所:TEL 0771-75-0021



※用紙は切り取らずこのままFAXして下さい！

“定額減税セミナー” 受講申込書

南丹市商工会本所 行き	令和 年 月 日	
事業所名・(地区)	氏 名	電話番号(連絡が可能な)
()		

※ご記入いただきました個人情報は、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。

※天災、交通ダイヤの乱れ、講師の体調等を含む諸事情により、セミナー実施内容の変更、延期又は中止となる場合がございますので予めご了承願います。

●主催：南丹市商工会 ・京都府商工会連合会